



2021年5月14日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 和彦  
(コード番号 6018 東証第2部)  
問 合 せ 先 取締役上席執行役員 中川 智  
(TEL 078-332-2081)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催予定の第156期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 本制度の導入の目的および条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて導入するものです。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は年額180百万円以内（うち社外取締役分は年額32百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすること、また、2011年6月29日開催の第146期定時株主総会において、取締役（業務執行取締役に限ります。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を年額12百万円以内とすることをご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに割当て済みのものを除き、取締役および執行役員に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役および執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額 12 百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 14 株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、割当てを受けた日から 30 年間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

### 3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の取締役を兼務しない上席執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上